

## 市民会議委員各位の自治基本条例に係る考えについて（まとめ）

※以下、前回会議において各委員より出された意見

### 【A委員】

- ・本市と人口規模が同じ条例事例について学ぶべきでは。
- ・障がい者等の弱者の視点を条例に盛り込みたい。

### 【B委員】

- ・会津には「仕の掟」があり、それで足りるのでは。
- ・条例制定後の運用のあり方といった先のことも考えるべき。
- ・市民、議会、行政によるまちづくり歯車のどこに問題があるのか、どこが欠けているのか検証が必要。

### 【C委員】

- ・様々な地域の課題の解決のために何が必要か？
- ・市民の意見が反映されていない原因は何なのか検証が必要。
- ・国から条例制定を求められているのが背景にあるのか？
- ・多くの自治体の条例がアクセサリー条例になっているようであるが、何故なのか知りたい。
- ・行政は資源（カネ・人）が無い状況で、このままではいけないと認識している。

### 【D委員】

- ・条例があっても機能していないのなら意味がない。
- ・アクセサリー条例ならば不要。
- ・素人ではなく、学識経験者やシンクタンク等でないと作れないのでは。
- ・本市に必要なのは人口増加とそれによる経済の活性化。それらが実現できるような条例なら作る意味がある。いい法律があってもカネがないと意味がない。
- ・市民の意見の反映が条例の目的ならば、現状でもパブリックコメントや市長への手紙、アンケート等他にも民意を反映させる手段はある。こうした手段を広く市民に知ってもらうことに努めるべき。

### 【E委員】

- ・今後の議論を進めていくことに膨大な時間や労力を要する気がしている。
- ・神原先生の言う現行制度の点検の視点の中でも活用・修正が重要。
- ・条例をどううまく活用し、大きな効果をあげるのか考えなければならない。

#### 【F委員】

- 必要かどうかはまだクリアになっていない。
- 委員の意見を出し切ることが重要。
- より様々な立場の方々に委員として参画頂き、多様な意見を聴く必要があると感じている。
- 市民の自治を確立するということのイメージがまだつかめていない。

#### 【G委員】

- 今回のような事例学習や委員との意見交換により理解が深まる。

#### 【H委員】

- 条例の中身について学ぶより、条例をつくる背景について理解する必要。それにより必要性の理解に至るのではないか。
- 条例ができてどうなったのか、成果・効果についても学ぶ必要。

#### 【I委員】

- 人口減少、税収減のトレンドの中で、どういう公共サービスを提供してけるのか、そのあり方を考えていく必要。  
⇒市全体での共通認識をつくっていく必要。

#### 【J委員】

- まずは市をどういったまちにしたいのかを議論する必要。
- 現存する条例で足りないものを自治基本条例に位置付ければいいのか。
- あまり他自治体の事例にとらわれない方がいいのでは。

#### 【K委員】

- それぞれがより地域に関わっていかなければいけない現状にあることは委員も含め何となく感じているのではと思う。
- 条例が意識を変えるきっかけになるものになるのでは。
- 現状では市民や議会、行政の役割がルール化されていない。まずは条例をつくるのが第一歩ではと思う。

#### 【L委員】

- 他自治体の条例を真似たものにはしたくない。
- 条例をつくる理由が見つかるまではつくるべきではない。
- 市には他自治体に比べても十分な様々な制度が既にある。ただ市民に十分に認知されていない。なのでそれらを条例に総合化することにはそれなりに意味があるとは感じる。ただ、劇的に何か変わるものではないとも感じる。

#### 【M委員】

- ・ 制定しなければいけない背景を整理し理解する必要。
- ・ 条例が本市の持続可能性を高めるものになるのか、まだ分からず、更なる議論が必要。

#### 【N委員】

- ・ 以前は市民がやっていたことまで住民ニーズの名のもとに行政が引き受け肥大化してきた経過にある。
- ・ 行政による画一的なサービスが限界。  
⇒皆が協働で課題解決を図るべき段階であり、新しい公共の領域に対処するためのルールが必要。
- ・ 協働する場に市民が参画できるようにするための「保障」が必要で、それが自治基本条例なのかもしれない。

#### 【O委員】

- ・ ルールをつくるイメージではなく、まちづくりの理想をつくるイメージ。  
⇒その理想を実現するベクトルを明示するのが条例。
- ・ ベクトルを委員間で共有する必要。
- ・ 次世代のためにまちづくりの理想とそれを実現するためのルールを残してあげたい。
- ・ 委員間の情報量、学習量に差がある感じがする。

#### 【P委員】

- ・ 会議の回数をこなせばこなすほど難しさが増している感じがする。
- ・ 子育て世代、母子家庭等、様々な立場の方々が委員として参画する必要。

#### 【Q委員】

- ・ まちづくりはお互いの弱み、強みを持って補い合う姿勢が大事。
- ・ まずは自分できることをやっていく（自助）こと、そして協働が重要。

#### 【R委員】

- ・ 条例があってもいいが、どうしても必要かどうかは言及できる段階にない。
- ・ 条例をつくる段階から多くの市民の参画が必要。
- ・ 共有できる理念を考える必要。
- ・ 総合計画やそれに基づく個別計画への市民参画を促す必要。
- ・ 条例を制定した後の啓発も大事。

#### 【S委員】

- ・ 多くの自治体の制定事例が類似している。  
⇒まちづくりの方向性、どんなまちづくりをしたいのかが定まっていないと他自治体と類似した条例になってしまう。

【T委員】

- 本市は借金が多い。  
⇒市民一人ひとりがそれぞれやることをしていかなければならない。  
参画してまちを自分達がよくしていかなければならない。
- 行政に頼っている時代ではない。
- まちづくりの重要なアクターは区長で、まちづくりの良し悪しも区長によるところもある。  
⇒区長を会議に呼んで地域の実状を把握することも必要。

■主な意見に関する事務局コメント

○条例の中身について学ぶより、条例をつくる背景について理解する必要。  
それにより必要性の理解に至るのでは？

⇒条例が求められる背景（第1回市民会議時に説明）

○地方分権の進展

- ⇒自己決定・自己責任による独自のまちづくりが求められる
- 各主体が改めて役割・責務を認識し、行動原則を共有し、公共的課題の解決のための市政運営のあり方を検証しながら、理想とするまちづくりへの方向性を一にすることが必要

○少子高齢化

- ⇒税込減・扶助費増／政策資源（ヒト・カネ）の減少
- 今後、行政が担えるまちづくりの範囲が狭くなっていくことが推測され、各主体の役割の見直しやまちづくりへの参画・協働意識の高揚を図っていかないと立ち行かない状況に

○市民ニーズの多様化

- ⇒行政の画一的なサービスでは対応が難しい場面が多くなってきている
- NPO等のまちづくりにおける新たな公共の担い手の重要性が増してきている中、各主体の協働のあり方を定義し共有するために

○市町村合併

- ⇒新市としての一体感の醸成やまちづくりの方向性を一にするために

上記以外にもグループワークで出されたように、町内会の活性化や高齢者・障がい者への対応といった解決すべき地域課題が山積しており、改めて市民の自治意識の高揚を図り、各地域を含めた市政全般への市民や議会、行政の関わり方、役割等の共通認識を持つことが必要であり、またそれらを首長が変わっても容易に変えることができない条例という形式とすることに意義がある。

○「まちづくりの理想」を実現するベクトルを明示するのが条例であることから、どんなまちにしたいのか議論し、また、実現に至るベクトルを委員間で共有する必要があるのでは？

⇒多くの自治基本条例において、その「前文」で、まちづくりの理想・理念、条例を作る背景・決意を述べている。条例の内容についての議論の出発点であり、市民会議としての理想像について会議内で議論していく。

**○アクセサリ一条例としないためにも、条例制定後の運用のあり方（活用・啓発）といった先のことも考えるべき。**

⇒条例は制定して終わりではなく、多くの市民に知って理解して活用して頂くことが重要。制定前も含め制定後に様々な機会・媒体を用い、条例の周知・啓発を図っていく必要。（市民会議での議論の経過を市民に公表等しながら、市民会議自らが市民の自治意識の高揚を図っていくことも重要）  
また、条例の実効性を高めていくためにも不断の検証・見直しは必要であり、他自治体に見られるように検証機関の設置や見直し規定を設ける等の検討が必要。

**○条例ができてどうなったのか、成果・効果についても学ぶ必要。**

⇒条例制定の効果としては、まちづくりの理想の実現へ向けた、各主体の役割・責務の明確化・共有、自治意識の喚起（まちづくりへ関わる主体者意識の醸成）やそれを通じた地域への参画・協働による課題の解決、主権者である市民による市政運営のコントロール等が挙げられる。  
制定後、そうした効果が現れていないとすれば、それは条例の周知・啓発に努めていないことが一因であると思われる（上越市談）。  
5月のキックオフ・フォーラム時に上越市職員より条例制定後の現状について伺ったが、他自治体職員等を招聘し制定過程や制定後の課題、現状等について伺う機会を設けることを検討したい。  
また、「条例が機能していないからつukらない」ではなく、機能する条例とするために何が必要か考える視点が必要。

**○本市と人口規模が同じ条例事例について学ぶべきでは？**

⇒他自治体事例を参照するに、人口規模によって条例の内容に違いが生じていないものと思われるが、類似団体の事例を先行して学ぶ等配慮したい。

**○多くの自治体の制定事例が類似している。あまり他自治体の事例にとらわれない方がいいのでは？**

⇒事例学習はあくまで条例のイメージや「論点」（条例で規定している項目について制定自治体で議論されてきた）を共有するためのものであり、参考程度として捉えるもの。本市における条例の内容について、事例に見られる内容に拘束されるものではない。  
※事例学習の要不要について市民会議内で改めて確認要

**○子育て世代・母子家庭等の様々な立場の方々、多くの市民が条例をつくる段階から参画する必要。**

⇒市民会議委員を募集する際に、広く公募により募集した経過にある。

今後、様々な立場にある方々の多くの意見を市民会議の議論に反映させていくことも必要であることから、市民会議の考え方が一定程度まとまった段階において各地区や各種団体向けに懇談会や意見交換を行うなどの対応について検討することが必要。

**○様々な地域の課題の解決のために何が必要なのか、重要な役割を担っている区長より地域の実状・生の声を聴く必要があるのでは？**

⇒地域の実状を把握し、地域課題の解決のために何が必要なのか、何が求められているのか考えていく中で、協働のあり方や各主体の役割についての考えを深めていくことに繋がっていくと思われる。

実際に地域課題の解決に取り組んでいる区長にお話を伺うことについて検討が必要。

**○市民の意見の反映が条例の目的ならば、現状でもパブリックコメントや市長への手紙、アンケート等他にも民意を反映させる手段はある。こうした手段を広く市民に知ってもらうことに努めるべき。**

⇒市政運営に市民の意見を反映させることだけが目的ではなく、まちづくりの理想を掲げ、その理想を実現するために各主体が担う役割・責務や具体の制度・仕組み、それらが機能するための原則を定めるもの。

一方で、既存の制度等を含め、条例に定めたものを広く各主体が認知し共有できるように努めることは必要。

**○本市に必要なのは人口増加とそれによる経済の活性化。それらが実現できるような条例なら作る意味がある。いい法律があっても力ネがないと意味がない。**

⇒本市における人口増加・経済活性化は重要な課題であるが、それらは政策レベルで対応すべき課題であり（総合計画の産業経済分野における政策・政策中に具体的な目標値を設定し推進する等）、自治基本条例においてはそれら政策の根拠をしっかりと位置づける（例えば「総合計画」）ことが必要。

→自治基本条例中に全ての政策・施策の詳細を規定すると膨大になる。

条例には市政運営上（まちづくりの理想を実現するために）必要な基幹的な制度・仕組みを規定することに留め、それらが機能しているかどうか確認で

きるようにしておくことが重要。

↑条例に規定することで、機能していない場合に、機能させるよう言えるようにする。

### ○現存する条例で足りないものを自治基本条例に位置づければいいのか？

⇒自治基本条例は、まちづくりの理想を実現するために、既存の各種条例・制度及び必要な新規制度を条例として総合化・一覧化し、各主体がそこで規定された考え方を共有するとともに、容易にチェックできる状態にすることに意義がある。

足りないものだけを自治基本条例に位置づけるのでは、「自治「基本」」にはなり得ない。

### ○国から条例制定を求められているのが背景にあるのか？

⇒国から求められているわけではない。(国はむしろ消極的)

希薄化した地域のつながりの再興を通じた地域課題の解決や、政策資源の減少や市民ニーズの増加・多様化への対応としての各主体の協働の必要性等、本市を含め全国の多くの自治体が置かれている現況を改善することが必要となってきたことが背景にある。

### ○素人ではなく、学識経験者やシンクタンク等でないと作れないのでは？

⇒シンクタンクを入れている自治体もあるが(神奈川県大和市)、現在全国で300を超える自治体が条例を制定しており、論点を含め参考とするには事欠かない状況であり、敢えてシンクタンク等に依らなくてもいいのではと思われる。

自治基本条例は、まちづくりの理想を掲げ、その理想を実現するための各主体の役割・責務や具体的な制度・仕組み、それらを機能させるための原則を規定するものであり、それらはシンクタンク等の外部者ではなく、市民会議のような市民による議論を通じて作成されるべき性格を有すると思われる。

(まとめ方といった技術的な部分については、シンクタンクの得手とするところであると思われるが)